

家庭ごみの正しい分け方・出し方

ごみについての連絡先

詳しくは下記までご連絡下さい。
南風原町役場・住民環境課
☎ 889-1797

あさ8時までに出して下さい。

ごみ収集車が休みの日について

- もやすごみ、もやさないごみ、有害・危険ごみ、粗大ごみの収集が休みの日 ★年始(1月1日～3日まで) ★毎週土・日★勤労感謝の日(11月23日)
- 資源ごみの収集が休みの日 ★年末年始(12月30日～1月3日まで) ★毎週土・日★勤労感謝の日(11月23日)
- 災害(台風)などで、ごみ収集できない場合があります。台風の時はごみを出さないでください。※上記以外の祝日は収集しています。(ただし土・日は休みます。)

～守ろう!ごみの出し方三原則～

- (下記のことを守らない場合、収集しない場合があります)
- きまったごみ** 分別して決められた方法
 - きまった日時** 夜から出さず、指定日の朝8:00までに
 - きまった場所** 他の場所には出さない

※裏面の地域別ごみ収集曜日一覧をご覧の上、に曜日を記入して下さい。

資源物

紙・布類

新聞紙・チラシ
種類別にヒモでしばってください。※できるだけ紙ひもを使いましょう。袋には入れないでください。
※新聞紙とチラシは混ぜて出せません。

ダンボール
※テープ・ホッチキスは外す

紙パック
※牛乳パック等は、洗って切り開いて、ヒモで十文字にしばってください。

雑がみ・本類
雑がみは、ビニールなどをふき、雑がみだけをしばって出す。または、本などにはさんで、しばって出してください。
※プリント用紙・紙箱

古着類
・古着(下着以外)
※下着類・毛布・カーテン等は(指定のごみ袋に入れて)もやすごみへ
・よれ、破れ、濡れている場合はもやすごみへ

紙・布は雨の日には出さないで! 紙・布は濡れるとリサイクルできません。

●雑がみ
学校のプリント類、お菓子の空き箱、厚紙、ティッシュ箱(ビニール部分を取る)、窓付き封筒(セロハン部分を切り取る)、封筒、包装紙、紙袋なども出せます。(雑がみは本類にはさみ等して出してください)

●資源化できない紙類→もやすごみ
・ビニールコート紙
・紙コップなどのワックス加工品、防水加工紙
・カーボン紙、ノンカーボン紙、油紙、写真、感熱紙(ファックス用紙)

●濡らしてしまった場合はしっかりと乾かした後、出してください。
●見当たらない内容物が入っている部分やこれら以外の部分は、事前に取り除いてからごみ袋へ入れて出してください。

かん・びん

かん
種類ごとにかごに入れて出して下さい。
※スプレーノズルは外して「もやすごみ」へ出してください。※金属キャップは「もやさないごみ」へ
アルミ缶・スチール缶
缶詰の缶・スプレー缶(穴はあけない)
おかし缶・ペンキの缶
※スプレー・カセットボンベ缶は中身を必ず使い切ってください。

びん

びん
種類ごとにかごに入れて出して下さい。
※金属キャップは「もやさないごみ」へ
化粧品びんなどすべてリサイクルが可能です。中の異物は取り除いてください。割れびん・板ガラスは危険ごみへ。
※陶磁器・ガラス製のコップ等は「もやさないごみ」へ。

ペットボトル

ペットボトル
種類ごとにかごに入れて出して下さい。
※プラスチック製キャップは「もやすごみ」へ
※ラベルはがして「もやすごみ」へ
PET
※このマークが目印で、主に飲料用が対象です。
※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。

廃食用油

廃食用油
天ぷら油(植物油)
化粧品びんなどすべてリサイクルが可能です。中の異物は取り除いてください。割れびん・板ガラスは危険ごみへ。
※陶磁器・ガラス製のコップ等は「もやさないごみ」へ。

正しい出し方

- 種類ごとに分けて出して下さい。
- かご等に入れて出して下さい。

●びん・ペットボトルはキャップやラベルを必ずはずしてください。
●かん・びん・ペットボトルは中を軽くすいてください。
●ペットボトルはできるだけつぶしてください。

●袋(レジ袋等)では出さないで下さい。

草木類

草木類
その月の第1・3・5水曜日
●草花・落ち葉・草
1m程度
20cm程度
しばるか透明袋で出して下さい。

出す量 6袋か6束まで!
●多量に出る場合は日を分けて下さい
●一度に処理したい時は自己搬入(右記参照)
●袋の大きさはごみ袋(45ℓ)のサイズまで

出す場所
通常の家庭ごみを出す場所です。空き地やお墓などの前は収集できません。

出せないもの
木材、ベニヤ板、角材などはペンキや防汚剤などが塗られているものがあり、それらは堆肥にリサイクルできません。「もやすごみ」か「そだごみ」で出して下さい。

自己搬入 多量の草木の処理方法

処理方法
●搬入前に住民環境課へ電話申し込みが必要。草木が出た住所・氏名・電話番号・車種番号・搬入日時を確認します。草木以外のヒモや袋は持ち帰り下さい。
●車を自分で準備し、町の指定する場所へ搬入して下さい。
※事業活動に伴って排出される草木等は受け入れできません。
※空き地やお墓などの住居外で出された草木は、町では収集できません。
お問い合わせ先: 住民環境課 ☎889-1797

もやすごみ

その月の第1・3・5水曜日

もやすごみ

口は必ずしばって下さい
●指定ごみ袋で出してください。
●1度に出せるごみの量は4袋以内
●古着類(下着以外)は、資源物として出してください。

生ゴミ
●生ゴミは水をよくききましょう

プラスチック類
●CD
●コード
●プラスチック製・木製ハンガー

ゴム・皮革
●ゴム・皮革製品

毛布など
●化繊類
●下着類

紙くず等
●カーボン紙
●感熱紙
●紙おむつ
※汚物はトイレに流す
●衛生用品
●ペットの砂
●発泡スチロール

ごみ袋の正しい結び方

●良い例 両端の取手が結ばれています。
●悪い例 両端の取手が結ばれていません。

もやさないごみ

その月の第2・4水曜日

もやさないごみ

口は必ずしばって下さい
●指定ごみ袋で出してください。
●1度に出せるごみの量は4袋以内
●金属製ハンガー

金属 金属を含む混合物
●ドライヤー
●扇風機
●なべ・フライパンなど

陶磁器
●陶磁器

小型電化製品
●小型電化製品

ガラス製品
●白熱球
●LED
●ガラス類

その他
●爆発性のあるもの
●カセットボンベ缶(カセットコンロ用)、スプレー缶→使い切って資源物として「かん」の日に出す。
●ライター→ゆうがいきんごみ
施設・収集車の破損や、作業員の命に係わる事故の原因となります。

危険
●ライター
●乾電池(マンガン電池・アルカリ)
※透明な袋に小分けして下さい。

きけんごみ

その月の第2・4水曜日

きけんごみ

口は必ずしばって下さい
●透明・半透明な袋で出してください。(中身が確認できる程度)

蛍光灯・電球等
●蛍光灯(包み箱に入れて)
※白熱灯は「もやさないごみ」

きけんごみ
●割れガラス
●割れピンなど
●割れた陶磁器
●カミソリ・カッター・刃物など

ライター
●ライター類

乾電池
●乾電池類

正しい出し方
※ケガをする恐れがあるものは紙などに包んで「キケン」と表示し透明な袋に入れて出してください。
※ライターは、さらに透明な袋に小分けして透明(中が確認できる)な袋で出して下さい。

粗大ごみ
●マットレス(処理券2,400円分)
●コイルスプリング WWWW
●S字スプリング UUUUU
●ソファ(2人掛け以上)(処理券1,800円分)
●ソファ(1人掛け)(処理券1,200円分)

粗大ごみ

予約必要 水・金曜日

家庭で使用していたもので、指定ごみ袋に入らないもの
●予約が必要です!
●まずはお電話ください
●住民環境課 電話: 889-1797

家具・寝具類
●イス
●テーブル・机
●ベッドのフレームは別途そだごみ処理券が必要です。
●コイルスプリング WWWW
●S字スプリング UUUUU

角材・板切れ
●1m程度、20kg以内に束ねてください。

金属・パイプ
●20kg以内に束ねてください。

その他
●自転車
●電子レンジ
●電子ピアノ
●ガスコンロ(ガスボンベは抜く)
●ガスコンロ(ガスボンベは抜く)
●石油ストーブ(燃料は抜く)
●除湿器
●空気清浄機

町では収集しないごみ (ごみ処理施設へ持ち込み(自己搬入)できます。(有料))

搬入する際は事前に連絡を入れて、分別をして持ち込んでください。
電話受付時間(平日のみ) 午前9時～12時 午後1時～4時
処分手数料がかかります。(持ち込む際は、指定ごみ袋・そだごみ処理券は使用しないで下さい。)
お問い合わせ先: 那覇・南風原クリーンセンター ☎050-3529-5300

一時多量ごみ
●引越し等に伴う一時多量ごみ
●自宅から出される多量ごみ

空き地・墓地等の清掃に伴うごみ
●空き地や墓地等の清掃に伴うごみは自己処理してください。
●草木類は住民環境課へ問い合わせください。

リフォームに伴うごみ・事業所ごみ
●持ち込む前に確認が必要です。
お問い合わせ先: 住民環境課 ☎889-1797

リサイクル法により定められたもの

【家電4品目】販売店へ問合せください。
●ブラウン管テレビ ●エアコン ●冷蔵庫 ●洗濯機
●薄型テレビ(液晶型、プラズマテレビ)を含む。 ●ノートパソコン

【パソコン】各メーカーへ問合せください。
●デスクトップパソコン
※デスクトップ型パソコンは、本体・ディスプレイの単体でもリサイクルの対象となります。

ごみ処理施設に搬入できないごみ (町では収集・処分できません) …処理事業者へ (電話帳参照)

買ったところに引き取ってもらうか、専門の処理事業者に処分して下さい。(有料)

適正処理困難一般廃棄物
●タイヤ・バッテリー ●オートバイ ●化学薬品 ●タンク ●ガスボンベ ●ピアノ ●消火器 ●ボルト型電池・充電式電池
●ボート ●浄化槽 ●看板 ●自動車及び部品等 ●火薬類 ●塗料 ●廃油 ●農薬 ●その他

自然物
土・石・砂は自然物です。ごみとして町で収集することができません。